

【協議事項 1】 令和 6 年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関の 選定について

1 外来機能報告制度の概要

令和 3 年 5 月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 49 号）が成立・公布され、外来機能報告制度が創設された（令和 4 年 4 月 1 日施行）。

(1) 目的

- ・「紹介受診重点医療機関（医療資源を重点的に活用できる外来を地域で基幹的に担う医療機関）」の明確化
- ・地域の外来機能の明確化・連携の推進

⇒ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。

(2) 対象医療機関 病院・有床診療所は報告義務あり（無床診療所は任意）

(3) 報告期間 （令和6年度）令和 6 年 10 月 1 日～11月30日

(4) 報告項目

- ① 医療資源を重点的に活用する外来の実施状況
- ② 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- ③ 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項
紹介・逆紹介の状況，外来における人材の配置状況，外来・在宅医療・地域連携の実施状況（生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数）等

医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)

- ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 例) 悪性腫瘍手術の前後の外来
- ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来 例) 外来化学療法，外来放射線治療
- ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来 例) 紹介患者に対する外来

紹介受診重点医療機関となる要件（基準・水準項目）

【基準項目】 医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）の占める割合	【水準項目】
(1) 初診の外来件数において：40%以上	(1) 紹介率：50%以上
(2) 再診の外来件数において：25%以上	(2) 逆紹介率：40%以上

2 鹿児島県における紹介受診重点医療機関についての協議の進め方 (県保健医療福祉課)

紹介受診重点外来の基準を満たす・満たさない
紹介受診重点医療機関になる意向あり・意向なし

		紹介受診重点医療機関になる	
		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来 の基準	満たす	【区分1】 基準を満たす×意向あり	【区分2】 基準を満たす×意向なし
	満たさない	【区分3】 基準を満たさない×意向あり	【区分4】 基準を満たさない×意向なし

(1) 【区分1】「基準を満たす」かつ「意向あり」の医療機関

【区分3】「基準を満たさない」かつ「意向あり」の医療機関

地域医療構想調整会議において協議を行う。

必要に応じて対象医療機関に地域医療構想調整会議への出席を求め、区分3の医療機関については紹介受診重点外来に関する基準を満たす蓋然性及びそのスケジュール等について説明していただく。

(2) 【区分2】「基準を満たす」かつ「意向なし」の医療機関

【区分4】「基準を満たさない」かつ「意向なし」の医療機関

地域医療構想調整会議において対象医療機関を提示（一覧等で示す）し、必要があれば医療機関へ確認等を行う。

例) 委員から「この医療機関は紹介受診重点医療機関になることがふさわしい」等の意見が出た場合に、意見を踏まえて再度、医療機関の意向なしの理由を確認する。

3 鹿児島保健医療圏の状況

(1) 【区分1】「基準を満たす」かつ「意向あり」の医療機関（順不同）

＜令和6年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関＞

	医療機関名	初診に占める 重点外来の割合40%以上	再診に占める 重点外来の割合25%以上
1	いまきいれ総合病院	70.0%	39.9%
2	今村総合病院	50.3%	42.3%
3	鹿児島医療センター	82.6%	49.2%
4	鹿児島市医師会病院	80.7%	45.4%
5	鹿児島市立病院	52.0%	38.9%
6	鹿児島大学病院	73.5%	35.4%
7	白石病院	67.7%	46.5%
8	南風病院	78.5%	35.9%
9	新村病院	47.4%	34.1%
10	米盛病院	59.7%	41.6%

(2) 【区分2】「基準を満たす」かつ「意向なし」の医療機関（順不同）

	医療機関名	初診に占める 重点外来の割合40%以上	再診に占める 重点外来の割合25%以上
1	鹿児島厚生連病院	52.6%	31.3%
2	さがらパース通りクリニック	74.2%	36.7%
3	三愛病院	42.1%	31.2%

(3) 【区分3】「基準を満たさない」かつ「意向あり」の医療機関

	医療機関名	初診に占める 重点外来の割合40%以上	再診に占める 重点外来の割合25%以上
1	鹿児島赤十字病院	50.8%	24.7%

【参考】水準項目 
 (意向はあるが基準を満たさない場合)

紹介率50%以上	逆紹介率40%以上
80.1%	57.9%

(4) 【区分4】「基準を満たさない」かつ「意向なし」の医療機関

177医療機関

(参考) <令和5年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関>いまきいれ総合病院, 今村総合病院, 鹿児島医療センター, 鹿児島大学病院, 南風病院, 鹿児島市医師会病院, 鹿児島市立病院, 鹿児島赤十字病院, 米盛病院

4 協議事項

(1) 【区分1について】

「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり」の10医療機関は、当圏域の令和6年度報告における「紹介受診重点医療機関」としてよろしいか。

(2) 【区分2について】

「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向なし」の3医療機関について、「紹介受診重点医療機関」とはならないということによろしいか。

(3) 【区分3について】

「紹介受診重点外来の基準を満たさない」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり」の1医療機関について、当圏域の令和6年度報告における「紹介受診重点医療機関」としてよろしいか。

< スケジュール >

時 期	調整会議	内 容
2月19日（水）	第16回高度急性期及び急性期専門部会	① 委員間協議 ② 部会としての意見集約
2月19日（水）	第15回部会長等会議	① 委員間協議 ② 部会長等会議としての意見集約
3月6日（木）	第24回調整会議	① 委員間協議 ② 調整会議としての意見集約
4月1日（火）	令和6年度報告における紹介受診重点医療機関として公表	

5 各専門部会の協議結果

第16回高度急性期及び急性期専門部会（令和7年2月19日）開催結果

(1) 【区分1について】

「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり」の10医療機関について、当圏域の令和6年度報告における「紹介受診重点医療機関」とすることで協議が整った。

(2) 【区分2について】

「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向なし」の3医療機関については、事務局から再度意向確認を行うという意見となった。

(3) 【区分3について】

「紹介受診重点外来の基準を満たさない」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり」の医療機関について、当圏域の令和6年度報告における「紹介受診重点医療機関」とすることで協議が整った。

第15回部会長等会議（令和7年2月19日）開催結果

高度急性期及び急性期専門部会からの意見について、部会長等会議として承認し、調整会議へ報告する。

事務局による照会（令和7年2月21日）

区分2に該当する3医療機関に、高度急性期及び急性期専門部会での協議結果について説明を行い、令和6年度外来機能報告に基づく紹介受診重点医療機関に係る意向について、再度回答を求めた。

〈回答結果〉

鹿兒島厚生連病院	…	「当初の報告どおり、紹介受診重点医療機関になる意向なし」との回答
<u>さがらパース通りクリニック</u>	…	「当初の報告どおり、紹介受診重点医療機関になる意向なし」との回答
<u>三愛病院</u>	…	「当初の報告どおり、紹介受診重点医療機関になる意向なし」との回答

参考資料：【区分3】鹿兒島赤十字病院からの意見書

○紹介受診重点医療機関となる意向について

1 紹介受診重点医療機関となる意向を示した理由，紹介受診重点医療機関となるべき理由。

当院は、谷山・平川地域において公的医療機関として地域医療の進展に貢献していくため、急性期病床 80 床、地域包括ケア病床 40 床をベースに災害時の医療救護、離島・へき地医療への取り組みはもとより、リウマチ・膠原病、関節・脊椎整形外科領域を主とする救急医療など、各診療科領域において特色ある専門的かつ高度な医療の適切な提供に取り組み、その使命と役割を果たしています。

今後、鹿兒島医療圏において総人口は減少しますが、65 歳以上の人口は 2040 年までは増加することが予想されており、より一層の高齢者への医療提供が必須となります。高齢化が進むことで増加が見込まれる疾患に心筋梗塞、大腿骨頸部骨折、肺炎、脳卒中があげられ、当院においては、引き続き筋骨格系疾患に特化した医療を提供してまいります。また、リウマチ膠原病の基幹病院として県内外の各医療機関より患者紹介をいただいています。

今後も引き続き当院の専門的な医療を提供するためにも紹介受診重点医療機関となる意向を示したところです。

2 紹介受診重点医療機関の基準を満たす蓋然性及びスケジュールについて

今回、当院が満たせなかった要件は「再診に占める重点外来の割合 25%以上」です。

※再診に占める重点外来の割合＝紹介受診重点外来の患者延べ数÷再診の外来患者延べ数×100

調査対象期間において MRI 装置更新作業(2024.1.20～2.29)を行ったことで、紹介受診重点外来の患者に加味される MRI 撮影件数が 2 月において「33 件」と大幅に減少していることが要因として考えられます。MRI 更新時期を除いた MRI 月平均件数は「108.7 件」であり、本影響がなかった場合、要件を十分に満たせていたものと考えています。

【R5 年度 外来再診 MRI 撮影を算定した件数】 ※MRI 更新 1/20～2/29

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
118	123	126	77	93	95	114	109	99	71	33	133

なお、MRI 装置更新以降 (2024. 4～) の MRI 件数は以下の通りであり、次年度においては基準を達成する見込みです。

【R6 年度 外来再診 MRI 撮影を算定した件数】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
122	94	125	83	70	91	104	92	107			

【参考】R5 年・R6 年 1 月～12 月の MRI 撮影算定件数

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
R5	99	90	107	118	123	126	77	93	95	114	109	99
R6	71	33	133	122	94	125	83	70	91	104	92	107

外来機能報告

第10回第8次医療計画資料
等に関する検討会
令和4年7月20日 3

医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、医療機関の管理者が**外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの**。令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立・公布され、医療法に新たに規定された(令和4年4月1日施行)。

参考：医療法(一部抜粋)

第30条の18の2 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの(以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。)の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の**都道府県知事に報告しなければならない**。

第30条の18の3 患者を入院させるための施設を有しない診療所(以下この条において「無床診療所」という。)の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の**都道府県知事に報告することができる**。

目的

- 「紹介受診重点医療機関(医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関)」の明確化
- 地域の外来機能の明確化・連携の推進

患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。

報告項目

- (1) **医療資源を重点的に活用する外来の実施状況**
- (2) **紹介受診重点医療機関となる意向の有無**
- (3) **地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項**
紹介・逆紹介の状況、外来における人材の配置状況、外来・在宅医療・地域連携の実施状況(生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数)等

「地域の協議の場」での議論に活用。令和4年度については、外来機能報告等の施行初年度であるため、紹介受診重点医療機関の明確化に資する協議を中心に行う。

対象医療機関

義務：病院・有床診療所
任意：無床診療所

報告頻度

年1回
(10~11月に報告を実施)

医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)

- **医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来**
例)悪性腫瘍手術の前後の外来
- **高額等の医療機器・設備を必要とする外来**
例)外来化学療法、外来放射線治療
- **特定の領域に特化した機能を有する外来**
例)紹介患者に対する外来

紹介受診重点医療機関の基準

上記の外来の件数の占める割合が
・初診の外来件数の40%以上 かつ
・再診の外来件数の25%以上

意向はあるが基準を満たさない場合

参考にする紹介率・逆紹介率の水準

- ・紹介率50%以上 かつ
- ・逆紹介率40%以上

紹介受診重点医療機関として取りまとめ

紹介受診重点医療機関について

令和4年3月17日 外来機能報告等に関するワーキンググループ参考資料

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

※紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
 - ・医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
(※)初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であっても、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
(※)紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

